

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
115号・116号合併号

H I M A W A R I





保証制度の変更

弁護士 塩田 直司

はじめに

「保証人となれば破滅は近きにあり」格言があります。古代ギリシアの格言のようです。

人は保証人になって欲しいと頼む時にはこう言います。「絶対に迷惑を掛けることはないから」と。しかし、保証人の意味が出るのは借りた本人（主債務者）が支払ができない時なのですから、本人の内心の意思は別にしても保証人の出番は、まさに迷惑を掛けられるときなのです。

令和2年4月から改正民法が施行されます。民法の大幅な改正ですが、保証の制度についても大きく変更されます。一部紹介します。

これまで保証に関しては、平成16年の改正では、保証契約の書面化の要求や貸金等の場合の根保証についての極度額の制限が規定されてはいました。今回の改正は保証人になったものが不測の損害を受けないよう、その保護を更に進めているといえます。

個人根保証の極度額の定め

平成16年の改正では、保証人が責任を果たすべき範囲については、貸金等の場合の保証については制限を加えていましたが、それ以外の保証については、明確な制限はありませんでした。しかし、今回の改正によって、極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約について、「個人」が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となることになりました。そして、この極度額については書面等により定める必要ができました。どのような場合がこれに

当たるかといえば、例えばアパートを賃借する際に、その賃料などを家主との間で親族が保証人となる場合、親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもが保証する場合などが法務省のホームページでは挙げられています。今後は賃貸借契約など締結する場合には、貸す方も借りる方も、保証人の責任の範囲については十分な注意をしておく必要があります。

保証意思宣明公正証書の作成

これまで、事業用の融資を受ける際に、事業の執行に係わっていない妻に保証人になってもらう事案が多く見受けられました。妻としてもなかなか断ることが難しい状況だと推察されます。しかし、法の改正により、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、主債務者の事業と関係の深い方々は別ですが、それ以外は、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされました。事業に関与していないならば事業主である夫の妻とて、この例外ではありません。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。この公正証書は、保証意思宣明公正証書とよばれるものですが、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。費用もかかりますし、公証人役場に出向かなければならないなどのことから事業に関わりのない人が安易に保証人になることを求められたりすることが少なくなるのではないかとされています。

memo

一口メモ

民法改正(利息について)

弁護士 高木百合香

人にお金を貸したとき、交通事故に遭ったとき、元金に利息や遅延損害金がつくことをご存知ですか？
しかもその利息、今の民法では5%（商法では6%）と決められているんです。

ただ、この法定利率が来年4月からは3%に引き下げられます。さらにこの法定利率が、3年に1回、市場の金利に合わせて変動するよう法律改正がされました（これを変動金利といいます）。

銀行に預けても、最近のゼロ金利、マイナス金利、さらには口座維持手数料?!...のご時世に5%とはとても利率が良く、「時は金なり」、願わくば債務者が支払いを遅らせた後に、利息まできっちり払ってほしいと考えがちです。

ですが保険会社でもない限り、支払いを遅らせる債務者はそもそも払ってくれない（支払うお金がない）人が多いので、さっさと払ってもらった方が得策でしょう。

高度経済成長期には、普通預金で利率が2~3%、定期預金では8%と言いますから、利率5%は当時の名残といえます。

法律は堅くて息苦しいといわれがちですが、時代が「令和」に代わり、民法も過去を引きずらず、時代に合わせて形を変えていく（変動する）姿勢を見せているのかもしれない。



民事執行法改正が養育費の支払に及ぼす影響

弁護士 岩下 芳乃

1 はじめに

平成28年の厚生労働省の調査で母子家庭の約6割が養育費の支払を受けたことがないという結果が発表され、養育費の不払いが社会問題となっています。

そこで、民事執行法が令和元年5月10日に改正され、養育費が支払われない際に強制的に養育費を取り立てる制度を定められました。改正民事執行法は、公布日である令和元年5月17日から1年を超えない範囲内において政令が定めた日から施行されることとなります。

今回の改正の中で養育費の支払に関連するものは、
・養育費支払義務者の財産に関する第三者からの情報取得制度の新設
・現行の財産開示制度の見直し
です。

2 第三者からの情報取得制度の新設

養育費を強制的に取り立てるためには、養育費を支払わなければならない親の財産や給与を特定した上で差し押さえる手続を取らなければなりません。しかしながら、離婚が成立した後に養育費の支払が滞ってしまい、いざ養育費を強制的に取り立てようとしても、養育費を支払わなければならない親がどこにどのような財産を有しているのか、どこに勤務しているのか（つまり給与がどこから支払われているのか）分からないために、養育費を強制的に取り立てられず泣き寝入りをしなければならないという状況が多く見受けられました。

そこで今回の改正では、養育費を支払わなければならない親の預貯金や上場株式、土地建物、勤

務先などの情報について、裁判所が金融機関や登記所、市町村、日本年金機構などに提供を命じ、これを養育費の支払を求める親に開示するという制度が新設されました。

3 現行の財産開示制度の見直し

民事執行法で定められている「財産開示制度」は、平成15年に債務者（金銭を支払う義務のある者）の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する方法として創設されましたが、実効性に乏しいということで利用されていませんでした。

そこで、今回の改正において、財産開示制度自体がより利用しやすい実効的なものになるよう見直されました。

養育費の支払に関する見直しは次の2点です。

- ・財産開示手続の申立てを行うことができる者の範囲を拡大し、公正証書で養育費の支払を取り決めた場合も申立てができるようになりました。
- ・養育費を支払わなければならない親が財産開示手続に出頭しなかったり虚偽の陳述を行ったりした場合には、刑事罰（6か月以下の懲役または50万円以下の罰金）が科されることとなりました。

4 最後に

このように今回の改正で養育費を強制的に取り立てるために必要な情報取得のために様々な対策が取られることとなりました。これらの制度を利用するためには、養育費の取決めについて公正証書や調停調書などで残しておくことが大前提となりますので、離婚の際にはこの点にご留意ください。

memo

一口メモ

不貞の相手方に対する慰謝料請求

弁護士 岩崎秀一郎

一般的に不貞行為とは、自由な意思に基づいて、配偶者以外の者と性的関係を結ぶことをいいます。夫婦は互いに貞操義務（夫婦が互いに配偶者以外の者と性的関係をもたない義務）を負うところ、不貞行為により、配偶者に対し精神的な苦痛を与えた夫（妻）は、民法上の不法行為責任に基づき慰謝料を支払う義務を負うこととなります。また、上記のような夫（妻）と関係をもった不貞相手についても、既婚者であると知りながら関係を持ち、それによって夫婦の円満な関係（婚姻共同生活の平穏）を侵害した等という場合には、妻（夫）に対し、慰謝料を支払う義務を負うこととなります。

もっとも、慰謝料の金額については、不貞の態様や、離婚（別居）の有無、婚姻期間、子の存在等で変わり、裁判例でもケースバイケースなのが現状です。また、当時の婚姻生活の状況によっては、上記の責任を負わない場合も考えられます（婚姻関係が既に破綻していた場合等）。配偶者や不貞相手に対する慰謝料請求をご検討されている方はもちろん、請求されたという方についても一度弁護士にご相談ください。



相続法改正における配偶者の 居住の保護について

弁護士 松永伸太郎

1 民法のうち相続法の分野については、昭和55年以來、約40年間、大きな改正はされてきませんでした。

しかし、その間にも、社会の高齢化が進み、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていたことから、今回の相続法の改正がされました。

具体的には、配偶者の居住権の創設、自筆証書遺言の保管制度創設、自筆証書遺言の方式緩和、夫婦間での居住用財産の贈与、特別寄与料制度の創設、預貯金の過払い制度の創設等、多岐にわたる改正がされました。

今回の改正は、配偶者の居住権（2020年4月1日施行）・自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日施行）を除き、2019年7月1日から施行されました。

2 その中でも、今回は、配偶者の居住権についてお話しします。

配偶者の一方が先に亡くなった場合、残された方の居住の権利を保護するための制度として、配偶者居住権と配偶者短期居住権が新設されました。

（1）配偶者居住権

被相続人の所有建物に住んでいる配偶者は、相続開始後もそのままその建物に住み続けることを望まれることが多いです。被相続人の所有者を配偶者に相続させることでも実現できますが、他に相続人がいる場合は、その人の相続分にも配慮する必要が生じます。また、一般的に不動産の評価額は高額となるため、そのみで配偶者の相続分の大半を占めてしまい、預貯金など他の遺産を相

続する余地がなくなってしまうことがありました。

そこで、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容の法定の権利として配偶者居住権を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとした。

（2）配偶者短期居住権

被相続人が死亡し相続が発生すると、遺言がない限り、遺産は共同相続人の共有になります。被相続人の所有建物に住んでいる配偶者も共有持分を有し、直ちに明け渡さなければならぬわけではありません。

しかし、遺言や遺産分割協議などによっては、相続開始後、住み続けることができなくなる場合があります。例えば、住んでいる家が、遺言により子の1人に相続された場合には、所有者になった子が住むことを認めなければ、配偶者は住み続けることができなくなりますので、このような配偶者が住み続けられるよう、保護する必要性が高まっていました。

そこで、配偶者短期居住権を創設し、被相続人の所有建物に住んでいるその配偶者は、遺産分割が終了するまでの間（遺産分割が早期に終了した場合でも少なくとも相続開始から6ヵ月間）、そのまま無償で住み続けられることになりました。

なお、施行日前に開始した相続については、改正前の法律を適用することになります。

memo

一口メモ

相続人が不存在の場合の処理について

弁護士 松永伸太郎

1 相続人が不存在になる場合には、法定相続人がいない場合や法定相続人の全員が相続放棄などにより相続人が存在しない場合があります。

相続人が不存在だと、相続財産の帰属主体がいなくなるため、放置しておけば、その散逸等が行われる可能性もあり、相続債権者や受遺者の利益を損なう結果となることもあります。

2 そこで、民法はその場合の手続について次のとおり規定しています。

利害関係人等が家庭裁判所に相続財産を管理するための相続財産管理人（相続人不存在の場合に、相続人の代わりに相続財産を管理する人）の選任申立てます。

これにより、相続財産管理人が選任され、相続債権者、受遺者に対して、債権の申出をなすべき旨の公告を経て、相続人搜索公告の期間経過により相続人の不存在が確定します。

その後、特別縁故者（被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別縁故があった者）から請求があった場合、家庭裁判所は、特別縁故者に対して相続財産の全部または一部を与えることができます。

そして、特別縁故者からの請求がなかった場合、分与の申立てがあったがその申立ての却下が確定した場合又は特別縁故者への相続財産分与が一部にとどまり残余財産がある場合には、その相続財産は国庫に帰属することになります。

3 相続人不存在となった場合の相続手続きは、家庭裁判所を通した手間のかかるものとなります。

法定相続人となる予定の人がおらず、自身が亡くなったときに相続人不存在となる可能性が高い場合には、生前に遺言を書いておくことをおすすめします。



裁判員制度施行10年を迎えて

弁護士 村山 雅則

2009年5月21日に裁判員制度が施行されてから10年が経過しました。

裁判員制度とは、殺人などの重大な事件を起こしたとの疑いをかけられている人（被告人）の刑事裁判に、市民の方々が裁判員として参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

2019年1月末時点で、全国で、延べ11,800件あまりの事件が裁判員裁判で審理され、89,400人あまりの市民の方々が裁判員・補充裁判員に選任されています。

裁判員制度が始まった当初は、被告人から「一般の人がきちんと私を裁いてくれるのですか」などという不安の声を聞くこともありましたが、最近はそのような声を聞くこともなくなったことなどからすると、裁判員制度は比較的順調に市民の方々の間に定着してきているのだと思います。

裁判員制度の一番の功績は、①刑事裁判が被告人を含めた一般の人にも分かりやすいものになったこと、②一般の人に被告人が別世界の人ではないと思ってもらえるきっかけとなったことの2点だと、私は考えています。まず、①については、これまでの刑事裁判は専門用語が飛び交い、裁判を受けている被告人でさえ何が何だか分からないまま裁判が終わってしまうということも多かったように思います。それが、裁判官も検察官も弁護士も一般の人である裁判員に分かりやすく意識するようになった結果、被告人にとっても分かり

やすくなり、このことは被告人の立ち直りなどにも大きな影響を与えているものと考えています。また、②については、殺人などの重大な事件を起こした人は極悪人であり、自分とは住む世界の違う人というような印象を持っている人も多いのではないのでしょうか。それが、一般の人が裁判員として刑事裁判に参加して、事件に至る経緯や被告人の人となりなどに触れることにより、自分も一歩間違えば被告人の立場になってしまうことがあるかもしれない、被告人も自分と同じ世界で生活している人なんだなどと思ってもらえるきっかけになっているのではないかと思います。このことは、被告人が刑務所を出た後などにおける社会内での立ち直りに大きな影響を与えているものと考えています。

裁判員制度については法律家の中でも賛否両論あるところであり、私自身、裁判員制度が市民の方々の負担に見合うだけの成果をあげているのか、市民の方々に負担を強いる裁判員制度を今後も継続していくべきなのかについて、結論を出せずにいます。

ただ、裁判員制度が始まり、刑事裁判が大きく変わったことは間違いありません。今後も、無実の被告人が罰せられることがない刑事裁判、罪を犯した被告人の立ち直りにつながるような刑事裁判となるよう努めていきたいと、刑事裁判に関わる一人として、思っています。

memo
一口メモ

職務質問

弁護士 後藤 浩一

皆さんは、職務質問を受けたことはあるでしょうか。受けたことはなくても、聞いたことがあるという方もおられると思います。

職務質問は、警察官職務執行法2条に規定がある警察官の職務行為で、警察官が状況から合理的に判断して、対象となる人が何らかの犯罪に関与しているという疑いがある場合にすることができるとされています。職務質問は、逮捕などと違って、任意で協力してもらおう職務行為なので、何かをしなさいと強制することはできませんが、警察は、職務質問に際して、一定の所持品検査をすることができます。

私は、過去に、幾度も職務質問を受けたことがあるのですが、質問を拒否し、所持品検査も拒んだところ、応援を呼ばれ、警察官数名に囲まれることになったということがありました。そのときは最終的に職務質問に応じ、鞆の中まで調べられました。

話は変わりますが、職務質問・所持品検査で、違法な薬物が見つかり逮捕された場合など、裁判で職務質問・所持品検査の違法性が争われる場合があります。その場合、裁判では、任意に職務質問に応じたのかということが問題になるのですが、一般的に、渋々でした同意であっても任意性があるという判断がされることが多いとされています。先の私の事例でも、周りを警察に囲まれた状態で渋々であっても、同意した場合は、その職務質問は適法であるという結論になると考えられます。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 藤本 猪智郎

法律相談のご予約は <096-325-0009> 電話受付時間：月～金 9:00～17:00

インターネットでは24時間予約受付中

1 弁護士会が運営しているから「安心して」相談できる

最近では、様々なメディアで弁護士の活動や、法律事務所の広告を目にするようになりました。以前に比べれば、市民の皆様にとって弁護士が身近な存在になってきたのかもしれませんが、しかし、いざ実際に法的トラブルに見舞われた場合に、個人的に相談できる弁護士をご存じの方は、多くはいらっしゃらないようです。そのような場合に、誰でも安心して気軽に相談できる場所が、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

2 県内8ヶ所に相談センターがあるから「身近な場所」で相談できる

熊本県弁護士会では、相談を希望する方々が、移動時間をかけずに、身近な場所で相談が行えるよう、以下のとおり県内8ヶ所に「法律相談センター」を設け、弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。

また、県内の裁判所管轄に合わせて、「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」を、それぞれ市民の皆様のアクセスと利便性を考慮した場所に設置しています。さらに、平成28年熊本地震による被害が甚大であった益城町及び周辺自治体の皆様の復興支援を目的として、平成29年1月26日、「益城法律相談センター」を開設しました。

3 無料法律相談の制度があるから「気軽に」相談できる

相談料は1回30分、5,500円（税込み）です。

もっとも、多重債務（サラ金やクレジットなど）の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続の相談、労働問題（労働者側）の相談、民事・家事事件の係属中に代理人

が付いていない方の相談は、初回の相談が無料です。

また、弁護士会の法律相談センターでは、法テラスと同様に、資力要件をみたまず（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）には、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

4 法律問題のプロに「何でも」相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、渉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関わる事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

5 熊本地震に関する無料法律相談を継続中

熊本県弁護士会では、県内8カ所の「法律相談センター」で、熊本地震の被害に関する無料法律相談を実施しています。

なお、平成28年熊本地震に関して弁護士会が実施する無料法律相談の詳細については、熊本県弁護士会のホームページ (<http://www.kumaben.or.jp>) をご確認ください。

6 まずはお気軽にご連絡下さい

弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様にも、「安心して」「身近な場所で」「気軽に」「何でも」、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい（ご相談は予約制となっております）。

なお、インターネットでは、24時間いつでも予約を受け付けております。是非、熊本県弁護士会のホームページ (<http://www.kumaben.or.jp>) をご確認ください。

memo

一口メモ

熊本県弁護士会紛争解決センターのADRについて

弁護士 福田 誠也

熊本県弁護士会紛争解決センターでは、当会の会員である弁護士が、当事者の紛争について、双方の言い分を聞き、話し合いによる解決のお手伝いをするADRという手続を行っています。

ADRでは、原則として3回程度の期日（話し合いの場）で解決することを目標としており、期日の間隔についても裁判所の民事調停や民事訴訟よりも短く、これらの裁判所の手続よりも比較的短期に解決できているものが多くあります。

解決の内容についても、金銭的な解決だけでなく、柔軟な解決を図ることが可能です。

当センターでは、お悩みになられている紛争について、話し合いによる解決のお手伝いをさせていただきますので、是非、ご利用をご検討下さいますようお願い申し上げます。

なお、料金や手続の詳細につきましては、熊本県弁護士会紛争解決センター（電話番号：096-325-0913）又は当会の会員である弁護士にお問い合わせ下さい。



天草市長 中村 五木

熊本県弁護士会におかれましては、本市における「女性のための女性弁護士相談」や「無料法律相談会」など、日頃から地域に密着した活動にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、全国的な問題であります。本市でも消費生活に関する詐欺被害やトラブルが増えており、消費者保護対策が急務となっております。そこで、本年度新たに「天草市消費者安全確保地域協議会」を立ち上げ、見守り活動の強化を図っております。

また、市民にとって安心・安全で暮らしやすいまちづくりに向け、来年度以降、無料法律相談会の更なる充実を進めているところでありますが、この施策を実現させるためには熊本県弁護士会のご協力が欠かせないものであります。

本市の基本理念「人が輝き 活力あふれる『日本の宝島“天草”』の実現を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますとともに、皆様方より一層のご活躍をご祈念申し上げます。



九州産業交通ホールディングス株式会社
代表取締役社長

矢田 素史

企業経営は艱難辛苦の連続ですが、要所要所で踏ん

張ってこれたのも、若い時に時間を忘れて仕事に没頭して、ビジネスパーソンとしての理想を追いながらレジリエンスを鍛えてきたおかげではないかと思っています。現代は、労働時間に対する考え方がより厳しくなり、そういった働き方は会社ではできなく個人事業主になる以外に道はありません。また、「1日8時間きっかり働いてちゃんと成果を出す」ことは、一部の人にしかできない神業のようにも思えます。激しい競争環境のなかで勝ち抜けるのか、台頭するアジアの発展途上国や先進する欧米各国との国際競争力は維持できるのかと、要らぬ心配をしています。



ちよつと一息



九州ルーテル学院大学 学長
広渡 純子

幼児期の子ども同士の遊びを見ていると、他者と思いが一致し共有できる喜びだけでなく、思いがすれ違ったりぶつかり合う経験をとおして、悲しみや苦しみ、怒りなど様々な感情や葛藤を経験している。

このように子どもたちは、自分とは違う多様な他者と出会い、個と個、意志と意志のぶつかり合いをとおして、他者だけでなく自分自身をも知り、他者との関係をつくっていく。

長年保育者養成に携わってきて、このような子どもたちの関わり方の中に私は人間関係の原点を見る思いがしていたのだが、最近気になるのは、子ども同士の関係にすぐに「友だち」「仲良し」の関係を求めがちな大人の対応である。おそらくいじめなどの問題もあり過敏にならざるをえない事情があるのだろう。もちろん人を傷つけるようなケンカは避けなければならないが、子どもたちがぶつかり合う機会を奪うのではなく、子どもたちが関わり合う中で起こる様々な感情を共有し、葛藤を支え見守る存在が必要なのではないか。子どもたちはこのような存在に支えられながら、自分を受容し多様な他者も受け入れていく。これは多様な人びとが共に生きるグローバルな世界の土台をつくる重要な経験ではないだろうか。



KAB熊本朝日放送
アナウンサー

住吉 香音

10月5日。県民の復興の象徴、熊本城の大天守特別公開第一弾が始まる日。

胸の高鳴りを感じながら、ヘリに乗って上空から取材。

二の丸広場からこれまで一般の人が入ることができなかった天守閣前広場に向かって大勢の人が歩く姿、待ち望んでいた光景を目の当たりにし、目頭が熱くなりました。

熊本地震から3年半。私にとっては大学卒業後、社会人になってから3年半。

生まれ育った熊本の今を自分の言葉で伝えたい。

そんな思いを胸に、現地で取材を続けてきました。

復興の歩みとともに、視聴者に伝わりやすい言葉で情報を届けられるよう成長していきたいと改めて感じました。



